

市営住宅入居者募集要領

市営住宅の入居者について、次のとおり募集します。

1 募集团地

学 校 区		団地名	対象	エレベーター	間取	浴槽	募集戸数 (階数)	参考家賃
中学校	小学校							
東	高津	南小松原	世帯	×	3DK	○	1戸(2階) 1戸(4階)	20,000円～39,400円
		桜木	単身	×	2DK	×	2戸(1階)	3,600円
		高津	世帯	×	3DK	×	1戸(1階) 1戸(2階) 1戸(3階)	16,700円～32,700円
川東	神郷	城下	世帯	×	3DK	×	1戸(1階)	17,900円～35,100円
西	惣開	新田	世帯	×	3DK	×	1戸(1階) 1戸(3階)	15,700円～30,900円
		新田第二	世帯	×	3DK	×	2戸(1階) 5戸(3階)	18,000円～36,900円
		北新町	世帯	×	3DK	○	1戸(1階) 1戸(2階) 3戸(3階) 2戸(4階) 1戸(5階)	19,000円～39,100円
南	金栄	西の土居	世帯	×	3DK	×	1戸(3階)	17,100円～33,500円
			二世帯用	×	4DK	×	1戸(1階)	25,600円～50,300円
北	新居浜	新須賀	世帯	×	3DK	×	1戸(1階) 2戸(2階) 1戸(3階) 1戸(4階)	18,000円～35,800円
	宮西	泉宮	世帯/単身	×	3DK	×	1戸(4階)	10,500円～17,700円
		西原	世帯	×	3DK	○	1戸(2階) 1戸(3階)	19,000円～37,300円
					3DK	×	1戸(1階)	17,600円～34,700円
中萩	中萩	治良丸南	世帯	○	2DK	○	1戸(2階) 2戸(3階)	22,700円～44,900円
		治良丸	世帯	×	3DK	○	4戸(1階) 3戸(2階) 5戸(3階)	21,200円～44,800円
		横山南	世帯	×	3DK	○	1戸(2階) 1戸(3階)	22,300円～43,700円
		横山北	世帯	×	3DK	○	1戸(3階)	21,200円～41,600円
泉川	泉川	松原	世帯	×	3DK	×	1戸(2階) 3戸(3階) 1戸(4階) 1戸(5階)	16,100円～33,400円
		東田	世帯	○	2DK	○	1戸(5階) 2戸(6階)	21,400円～42,400円
					3DK	○	1戸(5階) 1戸(6階)	29,000円～57,000円

※募集戸数は、照会中・修繕予定の部屋も含めておりますので、変動することがあります。

※対象欄が「単身」となっている団地は、単身者の方のみ申し込むことができます。

※対象欄が「世帯/単身」となっている団地は、世帯の方が優先になります。

※対象欄が「二世帯用」となっている団地は、二世帯の方のみ申し込むことができます。

※浴槽欄が「×」となっている団地は、自己負担で浴槽を設置していただく団地です。

※家賃は世帯所得等に応じて決定されます。

2 入居者の資格

市営住宅に入居することができる方は、次の各号の条件に該当する方でなければなりません。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がいること。ただし、次のア～クのいずれかに該当する方（※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において常時介護等を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）は、単身であっても入居することができる。

ア 60歳以上の方

イ 次の障がいの程度である方

(ア) 身体障害 1級から4級までの方

(イ) 精神障害 1級から3級までの方

(ウ) 知的障害 上記(イ)の精神障害の程度に相当する方

ウ 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である方

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている方

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する方

(ア) 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

(イ) 裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

- (2) 入居しようとする方（同居しようとする親族を含む。）の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した額）から該当する控除額（※）を差し引いた額を12で除して得た額が「15万8,000円（改良住宅にあっては11万4,000円）以下」であること。

ただし、①障がい者等がいる世帯、②入居しようとする方が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上若しくは18歳未満の世帯、又は③同居しようとする方に小学校就学の始期に達する日までの方がいる世帯の場合は、「21万4,000円（改良住宅にあっては13万9,000円）以下」であること。

※控除額（一人当たりの金額）

・扶養親族 38万円

・同一生計配偶者（70歳以上）又は老人（70歳以上）扶養 10万円

・特定扶養（16歳以上23歳未満） 25万円

・障害 27万円

・特別障害 40万円

・寡婦 27万円

・ひとり親 35万円

・給与所得者又は公的年金等所得者 10万円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

(4) 市(町村)民税等を滞納していないこと。

(5) 入居しようとする方(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 市営住宅での居住が困難でない方であること。

3 家賃

毎月の家賃は、新居浜市市営住宅条例(平成9年条例第30号)の規定により算定した金額となりますので、毎年変動します。

4 申込書等の配布・受付

(1) 配布・受付の期間 令和7年10月1日(水)から同年10月15日(水)まで受付

(2) 配布・受付の場所及び時間

場 所	時 間
新居浜市営住宅管理グループ 新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階	8時30分から17時30分まで (木曜日は8時30分から18時30分まで。 土・日曜日及び祝日を除く。ただし、10月 4日(土)は、配布及び受付をします。)
新居浜市建設部建築住宅課(配布のみ) 新居浜市一宮町一丁目5番1号(市役所4階)	8時30分から17時15分まで (土・日曜日及び祝日を除く。)

※ 新居浜市営住宅管理グループのホームページ(<https://www.midori-gr.com/niihama/info/>)からも申込書等をダウンロードすることができます。

※ 申込書等の送付をご希望の方は、新居浜市営住宅管理グループに事前にご連絡ください。
(その場合、110円切手を貼った長形3号サイズの返信用封筒が必要になります。)

(3) 提出方法 新居浜市営住宅管理グループへご持参ください。

※ 郵送、ファックス、メール等による受付はしません。

5 提出書類

提出書類	入居者	同居者	備考
①市営住宅入居申込書	○	—	
②单身入居の入居資格認定のための 申立書	△	—	単身者のみ
③世帯全員の住民票	○	○	申込者との続柄必要
④戸籍謄本(全部事項証明書)	△	—	母子・父子又は単身者のみ
⑤所得証明書	○	△	R7.1.1時点で市外に住まわれていた方は、その市町村で取得
⑥市(町村)民税等の納税証明書	○	△	
⑦源泉徴収票	○	△	
⑧雇用収入証明書又は 給与明細書直近3か月分	△	△	R6.1.2以降に就職された方
⑨退職証明書又は退職日の分かる物	△	△	R6.1.1以降に退職された方
⑩各種障害者手帳の写し	△	△	
⑪確認及び誓約書	○	△	
⑫その他市が指定する物	△	△	

※○…必須、―…免除、△…世帯状況により添付

6 入居者の決定方法

申込者数が、募集戸数を超えた場合は、公開抽選によって決定します。

なお、公開抽選となった場合は、事前に申込みされた方へ抽選案内を送付しますので、公開抽選当日にご持参ください。

7 必要な手続

入居が決定された方は、次の手続を行っていただきます。

(1) 家賃3月相当分の敷金の納付

(2) 契約手続（契約に関わる書類の作成）

※ 令和2年4月1日から、連帯保証人の設定は不要となりましたが、代わりに緊急連絡人1名が必要となりました。（単身で入居される方は、緊急連絡人1名及び身元引受人1名が必要です。）

8 入居後の注意事項

(1) 犬・猫などの動物の飼育はできません。

(2) 共同施設の維持管理（光熱水費、階段灯の取替、広場の除草等）に必要な費用は、入居者の負担となります。

(3) 世帯所得が増加し、収入超過となった方については、住宅の明渡し努力義務が生じ、その期間中の家賃は民間並みの金額になります。

(4) 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者などは住宅を明渡しいただきます。

＜参考＞ 入居収入基準の目安（1世帯の年間粗収入）

（単位：万円）

区 分	一般世帯			裁量世帯		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
公営住宅	351	400	447	436	484	531

備考1 金額は、1年間の粗収入です。

2 寡婦、特定扶養親族のいる世帯など追加の控除がある世帯は、必ずこの金額以下でないと基準を満たさないというものではありません。

3 裁量世帯とは、次のいずれかに該当する世帯のことです。

(1) 障がい者等がいる世帯

(2) 入居者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上若しくは18歳未満の世帯

(3) 同居者に小学校就学の始期に達する日までの方がいる世帯

問合せ先 〒792-0025 新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階
新居浜市営住宅管理グループ ☎0897-47-5218